

スクエアダンス実技指導者ライセンス

検定試験実施要項

(趣 旨)

1. 「スクエアダンス実技指導者ライセンス規程」(以下ライセンス規程という) 12条 3項に基づき、種目毎及びライセンス層別(以下層別という)毎の受験者の適性を確認するため、ライセンス取得検定及び進級検定における、試験の実施方法について定める。
- (2) 検定試験の詳細は、別に定める種目毎の「実技指導者ライセンス検定試験実施マニュアル」(以下検定試験実施マニュアルという)による。

(主催及び主管)

2. スクエアダンス実技指導者ライセンス検定試験(以下ライセンス検定試験という)は、一般社団法人日本スクエアダンス協会が主催し、統括支部ライセンス委員会(以下統括支部委員会という)が主管する。
- (2) 諸般の事情により統括支部委員会が主管できない場合は、ライセンス委員会が代わって実施することができる。

(実施時期及び会場)

3. 年一回以上実施するものとし、実施時期は任意とする。
- (2) 検定試験会場は適切な規模と設備を備えた、管内の受験希望者にとり至便な場所とする。

(実施する種目及び層別)

4. 統括支部委員会は、原則全ての種目及び層別の検定試験を実施しなければならない。
- (2) (1)号にかかわらず、明らかに受験希望者が少数又は無い場合は、統括支部委員会の判断で実施する種目及び層別を変更できる。

(検定試験の告知及び募集)

5. 統括支部委員会は、原則として検定試験実施 3ヶ月前までに「実施要項」を示し、統括支部内の一般社団法人日本スクエアダンス協会(以下S協という)普通会員に告知しなければならない。
- (2) 「実施要項」には、実施日時・実施会場・実施種目及び層別・申込先・申込期限・受験料及び納付先・主管問合せ先 等の必要事項を明示する。
- (3) 検定受験希望者は、「実技指導者ライセンス検定(進級)試験受験申込書」(試験様式-3)に必要事項を記入し、別表-3に定める添付資料と共に所属する統括支部委員会に申請する。同時に 別表-4に定める検定受験料を納付する。
- (4) 統括支部委員会は、検定受験申込みを受けて、その内容を 別表-3に照らし問題が無ければ受験料の納付を確認した上で「実技指導者ライセンス検定試験のご案内」(試験様式-4)を受験者に交付する。

(検定員の委嘱及び任務)

6. 統括支部委員会は、検定試験の種目毎に別紙「検定試験実施マニュアル」で定める資格を有する

検定員を委嘱し、その任務に当たらせる。

- (2) 検定員は別紙「検定試験実施マニュアル」に則り検定試験を実施し、合否判定を行ない統括支部委員会に検定試験実施にかかる書類を添えて結果を報告する。
- (3) 検定員の任期は、委嘱から任務の終了(結果の報告)までとする。
- (4) 検定員の業務に対する日当及び旅費は、S協「国内旅費規程」に準ずる。
- (5) 検定試験の実施種目及び層別により、統括支部内で所定の検定員の確保が困難な場合に限り、「検定試験実施マニュアル」の定めにかかわらず、ライセンス委員長の承認を得て、他種目のコーチライセンス保持者を充てることができる。

なお、3層の検定試験の場合は他種目のシニアライセンス保持者を充てることができる。

ただし、何れの場合も当該種目のシニアライセンス以上の保持者一人以上、またはライセンス委員長が同等以上と認める一人以上の有識者が含まれることとする。

(補助員)

7. 検定試験実施に必要な補助員は、統括支部委員会が委嘱する。
- (2) 補助員は、統括支部委員会の指示により検定試験の運営の任務に当たる。
- (3) 補助員の任期は、委嘱から当該検定試験の終了までとする。
- (4) 補助員の業務に対する日当及び旅費は、S協「国内旅費規程」に準ずる。
- (5) 補助員の業務とは、検定の受付、会場設営、受験者の誘導、筆記試験における試験用紙の配付及び回収、試験の説明及び監督、実技試験の演技者等である。

(検定試験結果の報告及び通知)

8. 統括支部委員会は、2週間以内に検定試験の結果を「実技指導者ライセンス検定試験結果報告書」(試験様式-5)により、ライセンス委員会及び検定受験者の所属する統括支部委員会へ報告しなければならない。
- (2) 統括支部委員会は、2週間以内に検定試験の結果を「実技指導者ライセンス検定試験結果通知書」(試験様式-6)により、受験者へ通知しなければならない。
- (3) 受験者から検定試験の結果に関する開示請求があった場合は、開示請求者本人に係る内容のみ開示できる。

(個人情報の取り扱い)

9. 検定試験実施の過程で得た個人情報の取り扱いは、S協「個人情報保護基本方針」に準ずる。

(書類の保存)

10. ライセンス委員会及び統括支部委員会は、本制度運用にかかる書類を次の通り保存しなければならない。

ライセンス委員会		
書 類 名 称	様式	保存期間
実技指導者ライセンス取得(進級)検定試験実施届	試験様式-1	3年
実技指導者ライセンス取得(進級)検定試験実施承認書(控)	試験様式-2	1年
実技指導者ライセンス検定試験結果報告書	試験様式-5	3年
実技指導者ライセンス登録申請書	登録様式-1	3年
ライセンス認定審査記録		3年

ライセンス認定証(控)	登録様式-2	1年
実技指導者ライセンス登録者管理名簿	登録様式-3	常に現行化
統括支部ライセンス委員会		
書 類 名 称	様式	保存期間
実技指導者ライセンス取得(進級)検定試験実施届(控)	試験様式-1	1年
実技指導者ライセンス取得(進級)検定試験実施承認書	試験様式-2	3年
実技指導者ライセンス検定(進級)試験受験申込書	試験様式-3	1年
実技指導者ライセンス検定試験結果報告書(控)	試験様式-5	3年
＊判定シート・集計表等とも		
実技指導者ライセンス検定試験結果通知書(控)	試験様式-6	1年
筆記試験解答用紙		1年

(2) (1)号の保存資料は電子データでの保存も可とする。

(試験問題の作成)

11. 試験問題は別表-2の「実技指導者ライセンスの基準」(以下ライセンスの基準という)に基づき、種目・層別毎にそれぞれ判定方法の筆記試験欄、面接試験欄、実技試験欄の中から適宜選んで作成する。
- (2) 試験問題作成についての詳細は、種目別、試験別の「検定試験実施マニュアル」による。

(可否の判定)

12. 検定試験の可否の判定は、種目毎の「検定試験実施マニュアル」による。
- (2) 筆記試験・実技試験のうち合格した試験にあっては、三年以内に限り次回の試験を免除する。

(進級試験について)

13. 進級試験については、各条項の 検 定 を 進 級 と読み替える。

(要項の改廃)

14. この要項は、執行理事会の決裁を経て改廃することができる。

(附 則)

15. この要項は、2021年 4月 24日より施行する。
この要項は、2021年 8月 28日より施行する。
この要項は、2023年 8月 19日より施行する。